

○学校法人立命館非常勤役員の会議旅費に関する規程

2002年9月27日

規程第518号

(趣旨)

第1条 本法人の非常勤の理事、監事、評議員（以下、「非常勤役員」という）が理事会、評議員会その他の会議（以下、「会議」という）に出席する場合に支給する会議旅費（以下、「会議旅費」という）は、この規程の定めるところによる。

(支給)

第2条 本規程により非常勤役員に支給する会議旅費は、当該非常勤役員の居住地の最寄JR駅を起点として、朱雀キャンパス、衣笠キャンパスおよび立命館小学校はJR京都駅、びわこ・くさつキャンパスはJR南草津駅、大阪いばらきキャンパスはJR茨木駅、立命館中学校・高等学校はJR長岡京駅、立命館守山中学校・高等学校はJR守山駅、APUキャンパスはJR別府駅、立命館宇治中学校・高等学校はJR宇治駅、立命館慶祥中学校・高等学校はJR新札幌駅、大阪梅田キャンパスはJR大阪駅、東京キャンパスはJR東京駅までの距離に応じて支給する。

2 会議旅費は交通費（鉄道賃）および会議手当とし、別表にもとづき支給する。

(その他)

第3条 会議旅費以外の旅費については、「立命館旅費支給規程」の定めるところによる。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、常任理事会においてこれを行う。

附 則

本規程は2002年9月27日から施行する。

本規程の施行により「学校法人立命館の理事、監事及び評議員の旅費の支給について（内規）」は廃止する。

附 則（2003年10月15日新幹線ダイヤ改正に伴う別表の一部改正）

本規程は、2003年10月15日から施行する。

附 則（2006年9月20日朱雀キャンパス開学に伴う一部改正）

本規程は、2006年9月22日（朱雀キャンパス開学日）から施行する。

附 則（2015年3月25日 大阪いばらきキャンパスの開設等に伴う一部改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

【別表】

区分	交通費	会議手当
A 地域 片道35km未満	3000円	4000円
B 地域 片道35km以上、100km未満	5000円	
C 地域 片道100km以上	鉄道賃として運賃を支給する。 片道100km以上連続して乗車する区間で新幹線、特急又は急行を利用できる場合は当該指定席料金、特急料金（新幹線含む）、急行料金を支給する。	8000円

注) 片道300km以上のキャンパスで会議に出席する場合、片道300km以上連続して乗車する区間について、グリーン料金を支給する。なお、会議出席者の必要により、エコノミー料金の航空運賃を支給することができる。